

流域治水の推進に関する条例について

TOPICS 流域治水の基礎情報

治水対策のベース、 「地先の安全度マップ」

地先の安全度マップとは、滋賀県が全国に先駆けて作成した、大小の河川とともに、身近な下水道や農業用排水路などのはん蓋まで想定した浸水予測マップです。大雨時に起こる現象を「見える化」したことで、「川の中」に加え、「川の外」の対策を具体的に検討することが可能となりました。水害から生命・財産を守るために活用しましょう！



見たい場所を拡大することができます。
→ 地先の安全度マップ
<http://shiga-bousai.jp/internet/map/index.html>
滋賀県防災情報マップ

リスクを知る！ 回避する！ 命を守る！

水害の規模に上限はなく、その対策を河川整備に頼るだけでは限界があります。しかも、気象庁によると1時間に50ミリ以上の「非常に激しい雨」の降る頻度が、過去30～40年で3割以上増えています。「流域治水条例」は私たちの知恵を結集した、水害防止に向けた総合的な対策です。人命被害を回避するために、一日も早い実現に取り組んでいきます。



昨年、滋賀県は台風18号による豪雨災害に見舞われ、あらためて水害の恐ろしさを実感しました。県では、行政・県民のみならず事業者が連携して総合的に命を守る「流域治水条例」を制定しました。どのような洪水からも命を守るため、4つの対策を軸に流域治水を総合的に推進し、将来にわたり安全で安心な地域の暮らしの実現をめざします。

4つの対策で総合的に 命を守る「流域治水条例」

対策3 地域づくりでそなえる

洪水が起こりそうな時にも正しい判断ができるよう、地域の防災力を高めることが重要です。「地先の安全度マップ」を基礎情報にして、住民の方とともに、地域特性に応じた避難体制を検討します。みんなで一緒に水害にそなえたまちづくりを進めていきます。

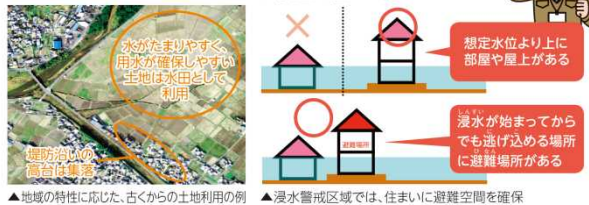
ポイント
地域でそなえることで、地域の防災力を向上しよう！



対策4 被害を最小限にとどめる

そなえがあっても逃げ遅れてしまった。そんな時でも命を守る安全な住まい方のルール化が「とどめる」対策です。水害リスクの高い場所では、住民の方とともに、具体的なルール作りを進め、避難空間が確保できる安全な住まい方を推進します。

ポイント
逃げ遅れても命が守れるように避難空間を確保しよう！



▲地域の特性に応じた、古くからの土地利用の例 ▲浸水警戒区域では、住まいに避難空間を確保

対策1 河川整備などで川を安全にながす

これまで、水害を防ぐため、堤防やダム建設などを計画的に進めてきました。また川床の土砂を取り除き、生えている木を切るなども行ってきました。河川の整備は水害を防ぐための基幹的な対策であることから、計画的、効果的に推進していくこととしています。

ポイント
河川整備を計画的・効果的に進めます！



日野川では、工事の結果、1.3倍の水を流せるようになりました。

対策2 降った雨をためる

河川や水路を流れる水量には限界があります。そこで、公園やグラウンドなどに降った雨を一時的に「ためる」対策により、川の負担を軽くします。条例では、施設の管理者などが雨水をためたり地下にしみこませたりすることを、努力規定としてお願いしています。

ポイント
みんなで雨水をためて、川の負担を軽くしよう！



▼貯めた水は水やり等に使用します

どんな取組が進められているのかな？

